船舶事故等調査報告書

平成２６年１月３０日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１３門第４号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成２４年１２月６日　１０時００分ごろ
発生場所	鹿児島県十島村諏訪之瀬島切石港 （概位　北緯２９°３６.６′　東経１２９°４２.８′）
事故等調査の経過	平成２５年１月１５日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	作業船　第二十八清栄丸、１８トン ２９５－３２７３２鹿児島、株式会社森山（清）組
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船底外板に凹損、プロペラガードに曲損、プロペラ翼に曲損及び欠損
事故等の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、切石港の南防波堤の北西側に係留していたクレーン台船（以下「本件台船」という。）に作業員５人を乗せ、本件台船を長さ約２５ｍの化学繊維製えい航索（ロープ径７０㎜）で引き出した後、同防波堤の南東側までえい航し、本件台船の据付け準備作業を行った。 船長は、本件台船の作業員によって本船と連結していたえい航索が放されたので、機関を中立として漂泊し、本船にえい航索を取り込んでいたところ、平成２４年１２月６日１０時００分ごろ、本船の周辺に岩礁があることに気付き、本船が乗り揚げたことを知った。 船長は、直ちに船内外を調査したが、浸水や漏油などの異常を認めず、本船も航行を再開することができたことから、本船は、作業を行った後、本件台船をえい航して南防波堤の北西側に本件台船と共に接岸した。 本船は、浚渫作業の工期終了後の１２月２５日に本件台船に上架して調査を行った際、プロペラ翼等に損傷が確認された。
気象・海象	気象：天気　曇り、風向　西、風力　２、視界　良好 海象：海上　平穏、潮汐　上げ潮の中央～末期、潮高　約１４８㎝ （本事故発生場所の北東約１０海里に位置する中之島）
その他の事項	切石港は、土砂堆積のために水深が減少していたので、港湾管理者（十島村）により、平成２４年９月４日～１２月１３日の間、地元小型船舶を除き切石港泊地への進入と定期船岸壁への接岸が禁止されており、本船及び本件台船は、同港の水深確保のための浚渫作業に従事していた。

	本船の喫水は、船首約１．９ｍ、船尾約２．１ｍであり、本件台船の喫水は、船首尾共約２．０ｍであった。 海図Ｗ２１９によれば、切石港の南防波堤屈曲部の南方と陸岸との間には礁が広がっている。 船長は、切石港の潮汐や港内泊地各所の水深は調査していたが、工事作業を行う予定がない場所は調査していなかった。 船長は、漂泊した際に潮流はあるものと思ったが、陸岸に接近する方向には流れないと思っていた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	 あり なし あり 本船は、切石港の南防波堤の南東側において漂泊中、船長が、えい航索の揚収作業を行っていたことから、潮流に圧流されて陸岸に接近していることに気付かず、浅所に乗り揚げた可能性があると考えられる。 本事故当時には、潮汐が上げ潮の中央～末期にあったので、陸岸に接近する方向の潮流が生じていた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、切石港の南防波堤の南東側において漂泊中、船長が、えい航索の揚収作業を行っていたため、潮流に圧流されて陸岸に接近していることに気付かず、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・操船者がえい航索の揚収等の作業を行わなければならない場合は、風や潮流の影響及び危険物や浅所までの距離等を勘案して安全に漂泊できる場所を選定すること。 ・漂泊しての作業では安全が確保できないと思われる場合は、錨泊して作業を行うこと。